

下水道法施行令の一部を改正する政令案参照条文

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

四（略）

第二条の二 都道府県は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならない。

2 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 （略）

二 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項

三・四 （略）

五 前項の公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備総合計画にあつては、第二号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減目標量（以下単に「削減目標量」とい

う。)及び削減方法に関する事項

3 (略)

4 流域別下水道整備総合計画において削減目標量が定められた終末処理場(以下「特定終末処理場」という。)で放流する下水の窒素含有量又は燐含有量に係る水質を政令で定める基準に適合させることができる構造のもの(以下「高度処理終末処理場」という。)を管理する地方公共団体は、当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は燐含有量を削減する場合には、その削減目標量を超えて削減する窒素含有量又は燐含有量のうち一定量のものについては、他の地方公共団体のため、当該他の地方公共団体が管理する特定終末処理場(当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。)について定められた削減目標量の一部に相当するものとして削減するものである旨を、あらかじめ当該他の地方公共団体の同意を得て、国土交通省令で定めるところにより、都道府県に対し、申し出ることができる。

5 前項の規定による申出を受けた都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量の削減方法、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額及び当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項を記載することができる。

6～9 (略)

(事業計画の認可)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣(政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ。)の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設(政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二

において同じ。)を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 (略)

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 (略)

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 (略)

(事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 (略)

(除害施設の設置等)

第十二条の十一 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ旨を定めることができる。

一 その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

二 その水質(第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。)が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 (略)

(汚濁原因者負担金)

第十八条の二 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）第六十二条第一項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

(発生活泥等の処理)

第二十一条の二 公共下水道管理者は、汚水ます、終末処理場その他の公共下水道の施設から生じた汚泥等のたい積物その他の政令で定めるもの（次項において「発生活泥等」という。）については、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため、政令で定める基準に従い、適切に処理するほか、有毒物質の拡散を防止するため、政令で定める基準に従い、適正に処理しなければならない。

2 (略)

(事業計画の認可)

第二十五条の三 前条の規定により流域下水道を管理する者（以下「流域下水道管理者」という。）は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

4 前三項の規定は、流域下水道管理者が第一項の認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合に、ついて準用する。

(他の施設等の設置の制限)

第二十五条の九 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道を接続する場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠きよを設ける場合、国、地方公共団体、電気通信事業法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他第二十四条第三項の政令で定める者が設置する電線その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設の設置を横断し、若しくは縦断して設ける場合その他政令で定める場合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(準用規定)

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

2 (略)

(公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助)

第三十四条 国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

(国土交通大臣又は環境大臣の指示)

第三十七条 国土交通大臣（政令で定める下水道に係るものにあつては、都道府県知事）は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に対し、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の工事又は維持管理に関して必要な指示をすることができる。

2・3 (略)

第三十九条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（抄）
 （国の負担又は補助の割合の特例）

第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業で別表に掲げるもののうち総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定（次項及び第三項の規定を含む。）にかかわらず、同表のとおりとする。

2、4（略）

別表（第三条関係）

事業の区分		事業主体		国の負担割合	
道路	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
河川	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
生活環境施設	下水道法第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築	県	（略）	四分の三の範囲内で政令で定める割合	（略）
		市町村	（略）	三分の二の範囲内で政令で定める割合	（略）
教育施設	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
消防施設	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
農地及び農業	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）（抄）

（事業者の負担総額）

第四条 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額（以下「負担総額」という。）は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの（以下「公害防止事業費」という。）の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。

2 （略）

3 公害防止事業が第二条第二項第四号に係る公害防止事業のうち当該公害防止事業に係る施設を事業者以外の者が利用し、かつ、事業者以外の者の利用の態様との均衡を考慮して第一項の額を負担総額とすることが妥当でないものとして政令で定めるものであるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額から政令で定めるところにより算定する額を減じた額をもつて負担総額とする。

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）

（排水基準）

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 （略）

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4・5 （略）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）（抄）

第六条 第二条第三項の規定により定められた疾病（以下「指定疾病」という。）にかかっていると認められる者が当該指定疾病に関し認定の申請をしないで死亡した場合においては、第四条第一項中「かかっている」とあるのは「かかっていた」と、「ものの申請」とあるのは「ものの第三十条第一項に規定する遺族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者又はその死亡した者について葬祭を行なう者の申請」と、同項各号中「申請」とあるのは「死亡」と、同条第二項中「かかっている」とあるのは「かかっていた」と、「者の申請」とあるのは「者の第三十条第一項に規定する遺族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者又はその死亡した者について葬祭を行なう者の申請」と読み替えて、これらの規定を適用する。この場合において、これらの規定による認定の申請は、当該第一種地域又は第二種地域の指定の日から一年以内でその死亡の日から六月以内に限り、することができる。

（特定賦課金の徴収及び納付義務）

第六十二条 機構は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第二項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの並びに機構が行なう事務の処理に要する費用の一部に充てるため、第二種地域に係る指定疾病に影響を与える大気汚染又は水質汚濁の原因である物質を排出した大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設、同法第十七条第一項に規定する特定施設又は水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設の設置者（過去の設置者を含む。以下「特定施設等設置者」という。）から、毎年度、特定賦課金を徴収する。

2 特定施設等設置者は、特定賦課金を納付する義務を負う。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（抄）

（明日香村整備基本方針等）

第四条 （略）

2）4 （略）

5 前三項の規定は、明日香村整備計画（第二項の同意を得た同項に規定する計画をいう。以下同じ。）の変更について準用する。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（抄）
（排出基準）

第八条 ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定める。

2 （略）

3 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的社会的条件から判断して、第一項の排出基準によつては、人の健康を保護することが十分でないとして認められる区域があるときは、その区域における特定施設から排出される排出ガス又はその区域に排出される排水に含まれるダイオキシン類の量について、政令で定めるところにより、条例で、同項の排出基準に代えて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

4・5 （略）

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）（抄）

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第五条の四 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の六において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

（放流水の水質の技術上の基準）

第六条 法第八条（法第二十五条の十において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

- 一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六以下
- 二 大腸菌群数 一立方センチメートルにつき三千個以下
- 三 浮遊物質質量 一リットルにつき四十ミリグラム以下
- 四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燃^{りん}含有量 第五条の六第二項に規定する計画放流水質に適合する数値
- 2 (略)
- 3 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。
- 4 (略)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

- 第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。
- 一 カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
 - 二 シアン化合物 一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
 - 三 有機^{りん}化合物 一リットルにつき一ミリグラム以下
 - 四 鉛及びその化合物 一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下
 - 五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
 - 六 砒^ひ素及びその化合物 一リットルにつき砒^ひ素〇・一ミリグラム以下
 - 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
 - 八 アルキル水銀化合物 検出されないこと。
 - 九 ポリ塩化ビフェニル 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
 - 十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・三ミリグラム以下
 - 十一 テトラクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
 - 十二 ジクロロメタン 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下

- 十三 四塩化炭素 ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 十四 一・二 ジクロロエタン ーリットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
- 十五 一・一 ジクロロエチレン ーリットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 十六 シス 一・二 ジクロロエチレン ーリットルにつき〇・四ミリグラム以下
- 十七 一・一・一 トリクロロエタン ーリットルにつき三ミリグラム以下
- 十八 一・一・二 トリクロロエタン ーリットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 十九 一・三 ジクロロプロペン ーリットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) ーリットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 二十一 二 クロロ 四・六 ビス(エチルアミノ) s トリアジン(別名シマジン) ーリットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
- 二十二 S 四 クロロベンジル^{ll}N・N ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) ーリットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 二十三 ベンゼン ーリットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 二十四 セレン及びその化合物 ーリットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
- 二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつてはーリットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合はーリットルにつきほう素二百三十三ミリグラム以下
- 二十六 ふつ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつてはーリットルにつきふつ素八ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合はーリットルにつきふつ素十五ミリグラム以下
- 二十七 フェノール類 ーリットルにつき五ミリグラム以下
- 二十八 銅及びその化合物 ーリットルにつき銅三ミリグラム以下
- 二十九 亜鉛及びその化合物 ーリットルにつき亜鉛五ミリグラム以下
- 三十 鉄及びその化合物(溶解性) ーリットルにつき鉄十ミリグラム以下
- 三十一 マンガン及びその化合物(溶解性) ーリットルにつきマンガン十ミリグラム以下
- 三十二 クロム及びその化合物 ーリットルにつきクロム二ミリグラム以下
- 三十三 ダイオキシシン類 ーリットルにつき十ピコグラム以下

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九条の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係るものに限る。)に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十三ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満

三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満

四 浮遊物質 一リットルにつき六百ミリグラム未満

五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下

ロ 動植物油類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下

六 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

七 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

2) 4 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の九 法第十二条の十第一項第二号(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目

(第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係るものに限る。)又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満
二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値
三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。

四 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

五 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

六 第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質又は第九条第一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項各号に掲げる項目以外の項目で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

2・3 (略)

(認可を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の六 法第二十五条の三第四項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一～六 (略)

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

（カドミウム等の物質）

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機^{りん}燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒^ひ素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二 ジクロロエタン
- 十四 一・一 ジクロロエチレン
- 十五 シス 一・二 ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一 トリクロロエタン
- 十七 一・一・二 トリクロロエタン
- 十八 一・三 ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 二十 二クロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） s トリアジン（別名シマジン）

- 二十一 S 四 クロロベンジル^{II}・N・N ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

（油）

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

- 一 原油
- 二 重油
- 三 潤滑油
- 四 軽油
- 五 灯油
- 六 揮発油
- 七 動植物油